

◎建設工事の変更届について

入札参加資格認定後、申請内容に変更が生じた場合には、下記により、遅滞なく変更届を提出してください。
 なお、変更前の届出はできませんので、必ず変更後に提出をお願いします。

1. 届出が必要な事項及び添付書類

- 書面で変更手続きをする場合は、「変更届」及び「添付書類」を郵送又は持参により提出してください。
- 電子申請により資格審査受付システムから変更手続きをする場合は、次の書類を郵送又は持参により提出してください。（電子申請の場合も書面での提出が必要）
 「変更届」及び「変更等届出送信完了兼受付票」（システムから出力したもの）
 ※添付書類については、システム上に添付するか、書面により提出してください。
 ただし、次の書類については、書面での提出が必要です。
 「委任状」、「専任技術者証明書」、「経營業務の管理責任者証明書」

2. 注意点

- 希望業種の追加、委任先を新規に追加登録する場合や委任先の営業所を変更登録する場合は、別途定められた追加申請期間に申請を行う必要があります。（追加申請期間に随時受け付けますが、原則として3か月ごとの審査・認定になります）
- 建設業許可が失効した場合には、入札参加資格も失効します。この場合、改めて建設業許可を取得し、新規の許可で経営事項審査を受審しなければ、入札参加資格申請を行うことはできません。
- 届出が必要な事項の変更があつたにもかかわらず、変更届を提出しない場合は、建設工事指名除外基準規程による指名除外の対象になる場合があります。

3. 届出が不要な変更の例

- 許可番号の変更を伴わない通常の許可更新
- 入札参加資格申請後の経営事項審査の更新
- 代表者以外の役員の変更
- 決算、資本金、使用印鑑の変更

【届出が必要な事項及び添付書類の一覧】

区分	項目	変更届への添付書類
会社基本情報	主たる営業所の所在地	・登記事項証明書(写し)又は建設業許可変更届出書(様式第22号の2) (写し, 許可行政庁の收受印のあるもの) ※登記事項証明書で確認できない場合は, 建設業許可変更届出書を添付
	商号・名称	・登記事項証明書(写し)又は建設業許可変更届出書(様式第22号の2) (写し, 許可行政庁の收受印のあるもの)
	代表者氏名	・登記事項証明書(写し)又は建設業許可変更届出書(様式第22号の2) (写し, 許可行政庁の收受印のあるもの)
	郵便番号	添付書類は不要
	電話番号	添付書類は不要
	FAX番号	添付書類は不要
	Eメールアドレス	添付書類は不要
許可情報	許可換え(大臣⇄知事) (資格認定された業種)	・建設業許可証明書(写し)又は許可通知書(写し)
	許可区分(般⇄特) (資格認定された業種)	・建設業許可証明書(写し)又は許可通知書(写し)
	許可業種の廃業 (資格認定された業種)	・建設業廃業届(写し)

区分	項目	変更届への添付書類
委任先の営業所情報	所在地	・建設業許可変更届出書(様式第22号の2)(写し, 許可行政庁の收受印のあるもの)
	営業所名	添付書類は不要
	受任者氏名	・委任状 ※電子申請の場合も書面での提出が必要
	郵便番号	添付書類は不要
	電話番号	添付書類は不要
	FAX番号	添付書類は不要
	Eメールアドレス	添付書類は不要
	許可(追加, 廃業) (資格認定された業種)	・建設業許可変更届出書(様式第22号の2)(写し, 許可行政庁の收受印のあるもの)
	許可(区分の変更) (資格認定された業種)	・許可申請書及び別表(写し, 許可行政庁の收受印のあるもの)
	廃止	・建設業許可変更届出書(様式第22号の2)(写し, 許可行政庁の收受印のあるもの)
	委任先の新規・追加登録 委任先の営業所を変更	・建設業許可変更届出書(様式第22号の2)(写し, 許可行政庁の收受印のあるもの) ・営業所一覧表(電子申請の場合は不要) ・委任状(電子申請の場合も書面での提出が必要) ※追加申請期間での登録になります。
その他	営業所の専任技術者 (市内業者のみ)	・専任技術者証明書(様式第8号, 写し) ※電子申請の場合も書面での提出が必要
	経營業務の管理責任者 (市内業者のみ)	・経營業務の管理責任者証明書(様式第7号, 写し) ※電子申請の場合も書面での提出が必要
変更届全般(電子申請時)		・変更届 ※電子申請の場合も書面での提出が必要 ・送信完了兼受付票(システムから出力したもの)
廃業・取り下げ		添付書類は不要